

時津町指令 7 時住第 1 2 6 号

令和 7 年 5 月 2 8 日

許 可 証

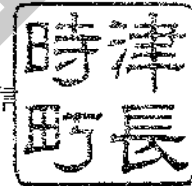
住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1

氏名 株式会社 イワフチ

代表取締役 岩淵 慶太

令和 7 年 4 月 3 0 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、
時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条第 3 項の規定により、
下記のとおり許可する。

時津町長 山上 広信



記

1 許可番号

時津一廃許第 3 5 号

2 一般廃棄物の種類

一般廃棄物

3 収集、運搬及び処分の区別

処分

4 許可期限

令和 7 年 5 月 7 日～令和 9 年 5 月 6 日

5 許可条件

クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。

なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。

毎月の実績を報告書により翌月の 1 0 日まで提出すること。